

各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※()は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数					
広島県 (4)	呉	1	福岡県 (9)	宗像	1	大分県 (4)	東国東			
	広島中央			筑紫			別杵速見	1		
	尾三	1		甘木・朝倉	1		大分	2		
	福山・府中	1		久留米			臼津	1		
山口県 (2)	備北			八女・筑後		佐伯		宮崎県 (4)	大野	
	岩国	1		有明		大野			宮崎東諸県	2
	柳井			飯塚	1	竹田直入			都城北諸県	1
	周南	1		直方・鞍手		日田玖珠			宮崎県北部	1
	山口・防府			田川		中津下毛		日南串間		
	宇部・小野田		北九州	3	宇佐高田		西諸			
	下関		京築		宮崎東諸県	2	西都児湯			
徳島県 (3)	長門		佐賀県 (2)	中部	1	西日向入郷		鹿児島	3	
	萩		東部		西諸		指宿			
	徳島 I	1	北部		西都児湯		南薩			
		徳島 II		西部		日向入郷		日置		
	南部 I	2	長崎県 (4)	南部	1	鹿児島	3	川薩	1	
	南部 II		長崎	1	指宿		出水	1		
西部 I		佐世保		南薩		伊佐				
香川県 (1)	西部 II		県央	2	日置		始良	1		
	大川		県南	1	川薩	1	曾於	1		
	小豆		県北		出水	1	肝属	2		
	高松		五島		伊佐		熊毛			
	中讃	1	上五島		奄美		奄美			
愛媛県 (2)	三豊		巻岐		鹿児島県 (9)	北部	1			
	宇摩		対馬			中部	2			
	新居浜・西条		熊本	3		南部	1			
	今治		宇城			宮古				
高知県 (2)	松山	1	有明		沖縄県 (4)	八重山				
	八幡浜・大洲	1	鹿本			北部	1			
	宇和島		菊池			中部	2			
	安芸		阿蘇			南部	1			
	中央	2	上益城		宮古					
福岡県	高幡		八代		八重山					
	幡多		芦北							
	福岡・糸島	3	球磨	1						
	粕屋		天草	1						

○表は、平成19年3月30日現在のものである。

○二次医療圏は全国に358圏存在する。

○そのうち、110圏に地域医療支援病院が設置されている。

○地域医療支援病院の数は、153病院である。

地域医療支援病院に係る紹介率の見直しについて

1 従来の基準

医療法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}}{\text{初診患者の数 (注1)}} \times 100$$

により算定した数が80%を上回っていること(注2)を求める趣旨であることとされている(平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知)

(注1)「初診患者の数」 = 初診患者の総数 - 休日又は夜間に受診した救急患者の数(緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く)

(注2) 紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。

2 平成16年7月22日付医政局長通知による承認要件緩和後

1のほか、次の2要件のうちいずれかを満たしている場合にも、紹介外来制を原則としていることとする。

- 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること。
- 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること。

※ 逆紹介率について

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100 \quad \text{により算定する。}$$

逆紹介患者は診療情報提供料を算定した患者とし、逆紹介患者の数は前年度の逆紹介患者の全数とする。

医療提供体制に関する意見（抄）（地域医療支援病院関係）

平成17年12月8日
社会保障審議会医療部会

4. 医療機能の分化連携の推進

4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

（1）地域医療支援病院

- 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを医療法に規定する。
- 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府県知事が公表する仕組みを新設する。
地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等において、改善を指導してもなお要件を満たさない場合には法に従い承認の取消しを行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿った運用が行われるよう促す。
- 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。

平成18年医療制度改革における地域医療支援病院に係る改正内容

1 医療法改正関係

<地域医療支援病院の管理者の義務の見直し>

- 制度創設時に地域医療支援病院の機能の一つとして想定していた「在宅医療の支援」という機能を具体化し、地域において在宅医療を推進していく観点から、地域医療支援病院の管理者の義務として、新たに「医療提供施設、訪問看護事業者等の在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援、患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等、在宅医療の提供の推進に関し必要な支援を行う」ことを位置付けた。
〔平成19年4月1日より施行〕

<都道府県知事による業務報告の公表の制度化>

- 地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みとする観点から、地域医療支援病院から毎年10月に提出される業務報告について、都道府県知事が公表を行う仕組みを設けた。〔平成19年4月1日より施行〕

2 平成18年度診療報酬改定関係

- 紹介率を要件とする入院基本料等加算の廃止に伴い、「地域医療支援病院入院診療加算2」の廃止を行った。
- 紹介患者に対する医療提供、24時間救急医療の提供等、地域医療支援病院の機能を評価する「地域医療支援病院入院診療加算1」の引き上げ（490点→1000点）を行った。

医療計画における地域医療支援病院について

○改正医療法(抜粋)

第5章 医療提供体制の確保

第2節 医療計画

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

○医療計画について(平成10年6月1日厚生省健康政策局長通知)

【別紙:医療計画作成指針】(現行)

第二 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

2 記載事項

(1)法第30条の3第2項に基づく次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならない。

(ウ)地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

5 医療提供体制の整備

(2)医療提供施設の整備の目標

(ア)地域医療支援病院の整備の目標

地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医(歯科医)等を支援する能力を備える病院である。

全ての二次医療圏において、かかりつけ医(歯科医)等への支援を通じた地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標について、次の機能及び地域の実情を考慮し検討を行う。

- ① かかりつけ医(歯科医)等からの紹介等、病診連携体制
- ② 共同利用の状況
- ③ 救急医療体制
- ④ 医療従事者に対する生涯教育等、その資質向上を図るための研修体制

その結果を踏まえ、必要に応じて当該医療圏における地域医療支援病院の整備目標を設定する。

なお、地域医療支援病院を整備しない二次医療圏にあっては、医療機関相互の機能分担及び業務連係等の充実を図ることが重要である。

医療法の一部を改正する法律の施行について（抄）

（平成10年5月19日健政発第639号）
（各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知）

第2 地域医療支援病院に関する事項

3 承認に当たっての留意事項

(1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係）

- ⑥ 地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、新法第16条の2第7号及び新省令第9条の19第1項の規定に基づき当該地域医療支援病院内に設置される委員会において対応策を審議させること。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、都道府県医療審議会で審議することとされたいこと。

(参考法令)

医療法（抄）

（昭和23年7月法律第205号）

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

- 1 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
 - 2 救急医療を提供する能力を有すること。
 - 3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 - 4 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 5 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。
 - 6 その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- ② 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- ③ 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 1 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。
- 2 救急医療を提供すること。
- 3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
- 4 第22条第2号及び第3号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。
- 5 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。
- 6 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
- 7 その他厚生労働省令で定める事項

医療法施行規則(抄)

(昭和23年11月厚生省令第50号)

第9条の19 法第16条の2第7号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。

- ② 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

(参考資料)委員よりお求めのあった資料

地域医療支援病院における精神科病床の有無、外来の有無及び
地域の精神科救急医療システムへの参画の状況について

※地域医療支援病院数は、平成19年3月30日現在で153病院

○ 精神病床を有する地域医療支援病院 : 23病院

病床数 0~50床 ... 14病院

50~100床 ... 4病院

100~150床 ... 4病院

150床~ ... 1病院(284床)

○ 精神科外来を行っている地域医療支援病院 : 71病院

※ 一般向けの精神科外来は行っていないが、当該病院の入院患者を対象とした
精神科外来のみを行っている地域医療支援病院 : 11病院

○ 地域の精神科救急医療システムへ参画している地域医療支援病院 : 17病院